

## 鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金）

平成 30 年 3 月 30 日付第 201700331009 号  
鳥 取 県 商 工 労 働 部 長 通 知

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、鳥取県企業立地等事業助成条例（平成 25 年鳥取県条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき、次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象となる事業）

第 2 条 条例第 2 条第 2 号ウ中「産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種」とは、鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成 25 年第 201200194902 号鳥取県商工労働部長通知）第 3 条に定める事業とし、再掲すると次のとおりである。

（1）研究開発型事業 製品の設計開発を行う事業のうち、次の技術に関する具体的な研究・開発計画を有し、これを実行するための組織及び設備等の研究開発体制が整備されており、かつ、全従業員に占める技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者の割合が 20 パーセント以上であるものについて市町村長との協議に基づき、あらかじめ知事が選定した事業とする。なお、当該事業により取得した償却資産は、事業完了後、引き続き製造等にも使用できるものとする。

ア 既存の技術の要素（自らが開発したものであるかどうかを問わない。以下同じ。）に、自らが新たに開発する技術の要素を付加する技術

イ 既存の技術の要素に、これまで当該技術の要素に付加されたことがない他の既存の技術の要素を付加する技術

（2）インターネット附随サービス業

2 条例第 2 条第 2 号カ中「コンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの」とは、鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（平成 25 年 3 月 26 日付第 201200194902 号鳥取県商工労働部長通知）第 4 条に定める事業とし、再掲すると次のとおりである。

（1）まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等

（2）アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等

（3）前 2 号に関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等

（4）人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等

3 条例第 2 条第 3 号イ中「知事が要綱で定める事業」とは、次のとおりとする。

（1）一般事務 総務事務、企画・調査事務、受付・案内事務、秘書事務、一般事務等

（2）会計事務 現金出納事務、予算・経理事務、その他の会計事務等

（3）事務用機器操作事務 事務用機器操作事務等

（補助事業の認定）

第 3 条 本補助金の交付を受けようとする者は、条例第 2 条第 3 号に規定する次世代ソフトウェア産業等立地事業（以下「補助事業」という。）を開始しようとする日（条例別表第 1 に掲げる認定要件を満たす予定の日）までに、条例第 3 条第 2 項に規定する知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

2 条例第 3 条第 4 項に規定する申請は、様式第 1 号によるものとする。

3 前項に定める申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業計画書

（2）定款及び商業登記簿謄本

（3）決算書（最新決算年度）

4 事業認定を行ったときは、その旨を様式第 2 号により通知するものとする。

5 鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（事業認定の辞退）

第 4 条 事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第 3 号により知事に届け出なければならない。

- （1）補助事業を中止し、又は廃止したとき。ただし、第 13 条第 1 項に該当する場合を除くものとする。
- （2）事業認定を受けた日から 5 年以内に、補助事業の要件を満たす見込みがなくなったとき。
- （3）本補助金の交付開始後、補助対象期間中継続して補助事業の要件を満たす見込みがなくなったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

（事業認定の変更）

第 5 条 認定事業者は、補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、第 2 項で定める軽微な変更についてはこの限りでない。

- （1）事業所の立地場所又は事業内容の変更
- （2）新設又は増設する事業の種類の変更
- （3）条例別表第 1 の補助金の額欄に掲げる補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の内容に変更がある場合であって、1 年に交付する補助金の増額又は 2 割を超える減額を伴う変更

（4）前 3 号に掲げる変更のほか、補助事業の円滑な実施について重要な変更

2 変更の承認を受けようとする認定事業者は、様式第 4 号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 変更の承認を行ったときは、その旨を様式第 5 号により通知するものとする。

4 第 1 項に規定する軽微な変更は、次に定めるとおりとする。

- （1）補助対象経費の内容に変更がある場合であって、1 年に交付する補助金の 2 割未満の増額を伴う変更
- （2）認定事業者の名称又は所在地の変更
- （3）事業所の立地場所となる地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- （4）前 3 号に掲げる変更のほか、補助事業の実施に支障を及ぼすおそれがない変更

5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。

6 第 2 項の規定は、前項の軽微な変更に係る届出について準用する。

（補助対象経費）

第 6 条 条例別表第 1 の次世代ソフトウェア産業等立地事業の補助金の額欄中「設備の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用」とは、補助事業の実施に必要な設備機器の賃借（付随するシステム及びソフトウェア類の利用等に要する費用を含み、原則として契約期間が 5 年以上であるものに限る。）及び、サーバー（共用サーバー、VPS サーバー、専用サーバー、クラウドサーバー）の利用等に要する費用の額とする。

（補助事業の開始の届出）

第 7 条 認定事業者は、補助事業を開始したとき（条例別表第 1 に掲げる認定要件を満たした日（以下「補助事業開始日」という。）のことをいう。）は、様式第 6 号により、速やかに、知事に届け出なければならない。

（交付申請の時期）

第 8 条 本補助金の交付申請は、補助事業開始日から 1 年を経過した後、速やかに、当該 1 年の間の

補助対象経費の実績を申請するものとし、2年目以降も同様とする。ただし、条例第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年については、申請することができない。

- 2 交付申請を行うことのできる期間は、前項に規定する補助金の交付申請が可能となった日から起算して1年以内とする。
- 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。
- 4 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業所の事業概要を明らかにした書類
  - (2) 補助対象経費を証する契約書及び領収書等の書類の写し
  - (3) 常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者のうち、条例別表第1に掲げる認定要件の対象となる雇用者のアからエまでに掲げる書類（ウからカに掲げる書類は、条例第3条第2項第2号に掲げる要件を確認できる人数を超える部分は提出を省略できるものとする。）
    - ア 交付申請に係る事業実施期間中に事業認定を受けた事業所に在籍実績を有する者の一覧表（氏名、生年月日、住所、雇入年月日、退職年月日、雇用形態等が記載されたもの）
    - イ 公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳
    - ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し
    - エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
    - オ 勤務時間、勤務場所、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかになる交付申請に係る事業実施期間中の労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書等の写し
    - カ 支払われた賃金等の額及び実際に勤務した時間が明確に記載された賃金台帳等（賃金台帳の提出が困難な場合は、出勤状況が明らかとなる出勤簿等に代えることができるものとする。）の写し
  - (4) 決算書（直近決算年度）
  - (5) 第3条第4項及び第5条第4項の規定による通知の写し

（交付決定の時期等）

- 第9条 補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から、30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第8号によるものとする。

（着手届を要しない場合）

- 第10条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告の時期等）

- 第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

（提出書類の部数等）

- 第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

（事業継続努力義務期間内の休廃止等）

- 第13条 本補助金の交付を受けた者は、条例第6条第1項の表の右欄に掲げる期間（以下「事業継続努力義務期間」という。）内に当該認定に係る事業を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）しようとするときは、速やかに、その旨を様式第9号により知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、事業継続努力義務期間内に当該認定に係る事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休又は希望退職等の雇用調整が生ずる業種、業態の著しい変更を行おうとする場合について準用する。
  - 3 条例第4条第2項に規定する「県と協議」とは、第1項に規定する届出により、事業の方向性及

びその他雇用者並びに取引先への対応等必要な事項について、知事とあらかじめ行う協議のことをいう。

- 4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消すことができる。
- 5 知事は、前項の規定による認定の取り消しを行ったときは、認定事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(県内の雇用及び産業への影響)

第13条の2 条例第4条第2号に規定する「事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの」とは、当該事業の休廃止により、認定事業者が雇用する者が概ね100名以上減少し、かつ、県内に複数の取引先を持ち県産業における生産量、売上額又は出荷額等が著しく減少することが見込まれるものとする。

(事業継続努力義務期間内の事業状況報告)

第14条 条例第6条第2項に定める報告は、事業継続努力義務期間内において、毎年、10月1日時点の当該認定に係る事業の状況を10月31日までに、様式第10号により知事に行わなければならない。

- 2 条例第6条第2項中「その他知事が要綱で定める事項」とは、様式第10号に掲げる事項とする。

(補助金の交付停止等)

第15条 雇用調整等により、認定事業者の県内の事業所全体の雇用者数が20人を超えて削減されている場合には、本補助金の交付を停止できるものとする。

- 2 本補助金の交付停止後、認定事業者の新たな事業計画（事業継続努力義務期間内に完了するものに限る。）により、補助事業の雇用要件が維持され、かつ認定事業者の県内の事業所全体の雇用者数が削減前まで回復したことが認められる場合は、停止していた補助金を交付できるものとする。
- 3 前2項に必要な手続き及び前項の規定による補助金の交付方法については、認定事業者との協議により決定する。

(企業立地事業との関係)

第16条 本補助金の認定及び交付に関し、補助事業が条例に規定する企業立地事業と一体的に行われる場合の本補助金の要件となる常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者については、当該企業立地事業に係る常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者と重複できるものとする。ただし、本補助金の額の算定に当っては、当該企業立地事業に係る補助対象経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとする。

(補助金の返還)

第17条 次の要件のいずれかに該当した場合には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

- (1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則及び本要綱の規定に従わないとき。
  - (2) 事業継続努力義務期間内に当該認定に係る事業を休廃止する場合に、正当な理由なく雇用者及び取引先への配慮を怠ったとき。
- 2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、認定事業者名の公表を行うことがある。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。